

令和8年 月 日

〇〇 御中

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 26 条第 7 項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

記

1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

（1）業務の内容

- ① 職種：英語指導助手
- ② 中核的業務：府立中学校又は府立高等学校等における英語授業等の補助
- ③ その他の業務：英語指導助手取扱要綱第 4 条のとおり

（2）責任の程度

- ① 権限の範囲：役職なし
- ② トラブル・緊急対応：必要に応じて行う可能性あり
- ③ 所定外労働：原則、なし

（3）職務の内容及び配置の変更の範囲

- ① 職務の内容の変更の範囲：原則、なし
- ② 配置の変更の範囲：原則、なし

（4）雇用形態

助手の身分は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づくパートタイム 会計年度任用職員とする。

2. 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者：職務の内容が同一である通常の労働者

(理由)

受け入れようとする派遣労働者と職務の内容が同一である通常の労働者であるため。なお、配置の変更の範囲については、派遣元事業主の判断に委ねる。

3. 待遇の内容等

① 基本給	
英語指導助手取扱要綱第8条のとおり	
・労働に対する基本的な対償として支払われるもの ・労働者の能力の向上のための努力を促進する目的 ・長期勤続を奨励する目的	勤続年数を考慮
② 賞与：制度無	
—	
—	—
③ 役職手当：制度無	
—	
—	—
④ 特殊作業手当：制度無	
—	
—	—
⑤ 特殊勤務手当：制度有	
対象業務に従事した職員に日数等に応じた定額を支給	
・労働に対する基本的な対償として支払われるもの	業務内容を考慮
⑥ 精皆勤手当：制度無	
—	
—	—
⑦ 時間外労働手当（法定割増率以上）：制度有	
勤務1時間当たり給与額×割増率×従事時間の手当を支給	

・労働に対する基本的な対償として支払われるもの	業務内容を考慮
-------------------------	---------

⑧ 深夜及び休日労働手当（法定割増率以上）：制度有	
勤務1時間当たり給与額×割増率×従事時間の手当を支給	
・労働に対する基本的な対償として支払われるもの	業務内容を考慮

⑨ 通勤手当：制度有	
・英語指導助手取扱要綱第10条のとおり	
・通勤に要する交通費を補填する目的	通勤距離を考慮

⑩ 出張旅費：制度有	
・出張に要する交通費を全額支給	
・出張に要する交通費を補填する目的	出張距離を考慮

⑪ 食事手当：制度無	
—	
—	—

⑫ 単身赴任手当：制度無	
—	
—	—

⑬ 地域手当：制度無	
—	
—	—

⑭ 食堂：施設有	
就業する事業所に食堂がある場合には、利用の機会を付与	
・業務の円滑な遂行に資する目的	就業する事業所に食堂があるか否かを考慮

⑮ 休憩室：施設有	
就業する事業所に休憩室がある場合には、利用の機会を付与	

・業務の円滑な遂行に資する目的	就業する事業所に休憩室があるか否かを考慮
-----------------	----------------------

⑩ 更衣室：施設有	
就業する事業所に更衣室がある場合には、利用の機会を付与	
・業務の円滑な遂行に資する目的	就業する事業所に更衣室があるか否かを考慮

⑪ 転勤者用社宅：制度無	
—	
—	—

⑫ 慶弔休暇：制度有	
英語指導助手取扱要綱第 15 条のとおり	
・冠婚葬祭への参加を促進することで就業継続や業務能率の向上を図る目的	冠婚葬祭に係る日数を考慮

⑬ 健康診断に伴う勤務免除及び有給：制度有	
英語指導助手取扱要綱第 15 条のとおり	
・健康診断の受診を促進することで就業継続や業務能率の向上を図る目的	健康診断に係る日数を考慮

⑭ 病気休職：制度有	
英語指導助手取扱要綱第 28 条のとおり	
・病気による休職を可能にすることで就業継続や業務能率の向上を図る目的	病状の回復に係る日数を考慮

⑮ 法定外の休暇（慶弔休暇を除く）：制度有	
英語指導助手取扱要綱第 15 条第 21 号のとおり	
・就業継続や業務能率の向上を図る目的	業務に支障がない範囲で個別事情を考慮

⑯ 教育訓練：制度有	
年に 2 回、チーム・ティーチングについての研修会を実施	
・職務の遂行に必要な技能又は知識を習得する目的	業務の内容を考慮

⑰ 安全管理に関する措置及び給付：制度無	
----------------------	--

—	
—	—

②④ 退職手当：制度無	
—	
—	—

②⑤ 住宅手当：制度無	
—	
—	—

②⑥ 家族手当：制度無	
—	
—	—

英語指導助手取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）により、京都府教育委員会において語学指導等を行う英語指導助手の勤務条件を定めることを目的とする。

2 助手の勤務条件に関する事項でこの要綱に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令及び府の条例・規則等（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 助手 JETプログラムにより、京都府教育委員会において語学指導等を行う英語指導助手のうち主として京都府教育委員会、府立中学校又は府立高等学校等に配置され、英語担当指導主事・英語担当教員等の助手として職務に従事する者
- 二 教育長 京都府教育委員会の教育長
- 三 所属長 助手が所属する組織の長
- 四 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- 五 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間
- 六 週休日 正規の勤務時間を割り振らない日
- 七 任用団体 英語指導助手を任用する組織

(身分)

第3条 助手の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項第1号に基くパートタイム会計年度任用職員とする。

第2章 職務

(助手の職務)

第4条 助手は、主として教育委員会、府立中学校又は府立高等学校等において、所属長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 府立中学校又は府立高等学校等における英語授業等の補助
- 二 英語教材作成の補助
- 三 英語担当教員等に対する現職研修の補助
- 四 特別活動や部活動等への協力
- 五 英語担当指導主事や英語担当教員等に対する語学に関する情報の提供（言葉の使い方、発音の仕方等）

- 六 英語スピーチコンテストへの協力
 - 七 地域における国際交流活動への協力
 - 八 その他所属長が必要と認める職務
- 2 英語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

第3章 任期及びその終了

(任期)

第5条 助手の任期は、教育長が別に定めるところによる。

- 2 来日日の翌日又は延長した任期が始まる日から当該年度の3月31日までを「前半任期」といい、次年度4月1日から終期までを「後半任期」という。
- 3 前項の任期満了後、教育長は助手として必要な能力を有するとの実証に基づき、教育長が別に定める再度の任用を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、教育長は、引き続き3年間の任期が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。ただし、教育長が勤務実績、経験・能力を考慮の上、特に優れていると認めた者については、この限りではない。なお、この場合であっても教育長は、引き続き5年間の任期が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(条件付採用)

第6条 助手の採用は、全て条件付のものとし、当該助手がその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

- 2 前項の条件付採用の期間の開始後1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間は、当該助手の任用期間を超えないものとする。

(退職)

第7条 助手は、第5条に定める任期中、誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、任期の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

第8条 助手の報酬は、その者の任期の回数に応じ、別表第1に定めるところによる。

- 2 報酬の支給日は毎月16日とする。ただし、その日が祝日法に基づく休日、日曜日又は土曜日に当たるときは15日とし、15日が日曜日又は土曜日に当たるときは14日とする。ただし、支給日が14日となる場合であって、その日が土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に基づく休日又は日曜日でない日とする。

3 助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第11条第2項及び第3項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第11条第1項で規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第9条 助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この要綱に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第10条 通勤手当に相当する費用弁償は、その勤務の形態及び通勤所要回数を考慮して教育長が別に定めるところにより支給する。

2 助手が職務を行うために旅行したときは、京都府旅費条例(昭和25年京都府条例第43号)に定めるところにより、6級以下の職務にある職員の出張の例によって計算した旅費を支給する。

3 府は助手に赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす助手に対して弁償するものとする。

一 第5条第2項の後半任期を満了すること。

二 後半任期満了日の翌日から1か月以内に、日本において府又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。

三 後半任期満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

4 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により後半任期満了前に帰国する場合で、特に教育長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

第10条の2 府は、助手が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日、休暇

(勤務時間)

第11条 助手の勤務時間は、休憩時間を除き1日について7時間、1週間について35時

間とする。

- 2 助手の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日の毎日午前8時30分から午後4時15分までとし、日曜日及び土曜日は週休日とする。ただし、月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時までは休憩時間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所属長は、助手に対し、週休日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めた前後4週間以内に週休日を振り替えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。
- 4 前項の勤務にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条に基づき、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。また、同法第35条第1項の定めにより、毎週少なくとも1日の週休日を与えるものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、所属長は、助手に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

（休日）

第12条 次に掲げる日を休日とする。

- 一 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）
- 二 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

- 2 前項の規定にかかわらず、所属長はあらかじめ振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。
- 3 休日は、有給とする。

（年次有給休暇）

第13条 助手は、第5条第1項から第3項に定める任期中に、その者の任期に応じ、別表第2に定める年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は半日又は1時間単位で取得することもできる。

- 2 助手が第5条第1項から第3項の任期満了後、府に再度任用される場合は、12日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任期に繰り越すことができるものとする。
- 3 助手は、前2項の年次有給休暇の取得に当たっては、原則として事前に、所属長に届け出なければならない。
- 4 所属長は、助手から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第14条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇はその開始の日から起算して 60 日（週休日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。また、連続しない場合であっても 90 日を超えることができない。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。)第 18 条第 2 項に規定する就業制限の対象となった場合は、その都度必要と認められる期間とする。

3 病気休暇は有給とする。なお、その休暇期間が当該休暇に先行する勤務できない日の初日から起算して 30 日に達するまでは報酬の全額を支給し、30 日を超え 60 日に達するまでは報酬の半額を支給し、60 日を超えるときは報酬を支給しない。

(特別休暇)

第 15 条 助手は、次の各号に定める特別休暇を取得することができる。

一 助手の親族（別表第 3 の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 別表第 3 の親族欄に掲げる親族の区分に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

二 助手本人が結婚する場合 連続する 5 日の範囲内の期間

三 不可抗力の災害により災し、勤務が不可能となった場合 7 日以内でその都度必要と認める期間

四 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 その都度必要と認める期間

五 退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認められる期間

六 助手が不妊治療を受ける場合 6 日（体外受精又は顕微授精を受ける場合は 10 日）の範囲内の期間

七 女子の助手が 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間

八 女子の助手が出産した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過するまでの日。ただし、産後 6 週間を経過した女子の助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。

九 生後 1 年 6 月に達しない子の育児を行う場合 1 日 2 回各 45 分（ただし、通勤時間等の関係によりやむを得ないと認められる場合は、1 回 30 分を下らず合計 90 分を超えない期間（次に掲げる助手については 1 日 2 回各 60 分以内の期間（ただし、通勤時間等の関係によりやむを得ないと認められる場合は、1 回 30 分を下らず合計 120 分を超えない期間））

ア 配偶者のない助手

イ 配偶者が当該子と同居しない状態にある助手

ウ 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、当該子を養育するこ

とが困難な状態にある助手

エ 当該子を養育するために15日以上育児休業した配偶者のある女性助手

十 女子の助手が生理日の就業が著しく困難な場合 その都度必要と認める期間

十一 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害の子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。）を養育する助手が次のいずれかの行為を行う場合 別表第4に定める期間内において、その都度必要と認められる期間

ア 当該子の看護

イ 当該子が受ける予防接種又は健康診断（法定のものに限らず任意のものを含む。）への付添い

ウ 当該子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事（入学式、卒業式、授業参観等で、校長その他学校等の長から実施の通知を受けて、原則として子とともに出席するものをいう。）へ出席する場合

十二 次に掲げる者（イに掲げる者にあつては、助手と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護又は世話をを行う助手が別表第5の対象となる行為の欄に掲げる行為を行う場合当初の任用開始日から起算した1年について別表第6の日数又は時間数の欄に定める期間内においてその都度必要と認められる期間

ア 配偶者（内縁関係にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹

イ 助手又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者（父母の配偶者又は配偶者の父母の配偶者）、助手との間において、事実上子と同様の関係にあると認められる者（子の配偶者又は配偶者の子）

十三 介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）助手が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 3回を超えず、かつ、通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

十四 介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）助手が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

十五 助手の配偶者（内縁関係にあるものを含む。）の出産に伴い、入退院時又は出産時

の付き添い、出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等に従事する場合 3日以内でその都度必要と認められる期間

十六 配偶者が出産する場合で、出産予定日8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から産後1年を経過するまでの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む）の養育を行う場合 5日以内でその都度必要と認められる期間

十七 妊産婦である女子の助手が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満24週までは4週間に1回、妊娠満25週から満36週までは2週間に1回、妊娠満37週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

十八 妊娠中の女子の助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

十九 妊娠中の女子の助手が妊娠に起因すると認められる障害のため勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認められる期間

二十 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業に係る骨髄バンクへの登録又は骨髄提供に関する一連の手續若しくは処置に応じる場合 その都度必要と認められる期間

二十一 その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第9号まで及び第11号、第15号から第18号及び第21号の特別休暇は有給とし、第10号及び第12号から第14号及び第19号から第20号までの特別休暇は無給とする。

（育児休業）

第15条の2 職員の育児休業に関する条例（平成4年京都府条例第4号）の定めるところにより、満1歳に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子（当該子の養育の事情に応じて1歳6箇月に達するまでの子（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合は、2歳に達するまでの子）とする。）をいう。）を養育する場合、育児休業をすることができるものとする。

2 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

3 この条及び次条の休業を請求する場合には、「職員の育児休業等について（平成4年3月31日付け4教職第101号京都府教育委員会教育長通知）」の規定を準用する。

（部分休業）

第16条 助手は、職員の育児休業に関する条例の定めるところにより、満3歳に達する日

までの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。）を養育する場合、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日について別表第7に定める時間の部分休業をすることができる。

- 2 前項の規定により勤務しなかった場合は、その全時間について第9条の規定により給与を減額する。

第6章 服務

（職務命令に従う義務）

第17条 助手は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（人事評価）

第18条 所属長は助手の執務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

（職務専念の義務）

第19条 助手は、この要綱に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第20条 助手は、府及びJETプログラムの信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（守秘義務）

第21条 助手は職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また同様とする。

（政治的行為の制限）

第22条 助手は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

（争議行為等の禁止）

第23条 助手は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。

（ハラスメントの禁止）

第24条 助手は、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

（営利企業への従事等の制限）

第25条 助手は、JETプログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

- 2 助手は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届けなければならない。

(宗教活動の制限)

第 26 条 助手は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第 27 条 助手は、自宅から任用団体が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車等を運転してはならない。

第 7 章 懲戒等

(免職、休職等)

第 28 条 教育長は、助手が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 教育長は、助手が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

- 一 第 15 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する場合を除く外、助手が病気負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して 60 日（週休日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合若しくは連続しない場合であっても 90 日を超える場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

3 助手は、次の各号の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 二 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(懲戒処分)

第 29 条 教育長は、助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- 一 地方公務員法若しくは同法第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

- 一 戒告 書面により当該行為を戒める。
- 二 減給 1 回につき平均報酬の 1 日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1

月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。

三 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払われない。

四 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、人事委員会の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

(休職期間中の報酬)

第30条 休職者の給与に関する条例の規定を適用する。

(休暇及び休職の手続き)

第31条 第14条第1項、第15条第1項第1号から第6号まで及び同項第11号から第20号の休暇を取得する場合は予定日数を、同項第21号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第15条第1項第7号から第10号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職する場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師2名の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

4 第28条第2項第2号による休職の場合は、当該助手は速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

第8章 公務災害補償

(安全衛生)

第32条 助手の安全衛生については、京都府立学校職員安全衛生管理規程（平成14年京都府教育委員会教育長訓令第6号）に定めるところによる。

(公務災害補償)

第33条 助手は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は京都府議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和52年条例第29号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第34条 府は、海外旅行傷害保険契約の締結により、助手が公務上の災害又は通勤による災

害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

(社会保険)

第 35 条 助手の社会保険の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）並びに雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に定めるところによる。

(補則)

第 36 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

1 A日程又はB日程の第1次で来日した者

任期の回数	報酬額	任期
1回目	税控除前の額が年額 402 万円 (月額 33 万 5 千円)	1 年間
2回目	税控除前の額が年額 414 万円 (月額 34 万 5 千円)	1 年間
3回目	税控除前の額が年額 426 万円 (月額 35 万 5 千円)	1 年間
4回目	税控除前の額が年額 432 万円 (月額 36 万円)	1 年間
5回目	税控除前の額が年額 432 万円 (月額 36 万円)	1 年間

備考1 所得税及び住民税が課される場合には、報酬額から助手が負担する。

備考2 任期とは前半任期及び後半任期を合わせたものとする。

2 4月期来日以降の個別随時来日者

任期の回数	報酬額	任期
1回目	税控除前の額が年額 402 万円 (月額 33 万 5 千円)	1 年間
2回目	税控除前の額が月額 34 万 5 千円	4 月未満
3回目	税控除前の額が年額 414 万円 (月額 34 万 5 千円)	1 年間
4回目	税控除前の額が年額 426 万円 (月額 35 万 5 千円)	1 年間
5回目	税控除前の額が年額 432 万円 (月額 36 万円)	1 年間
6回目	税控除前の額が年額 432 万円 (月額 36 万円)	1 年間

備考1 所得税及び住民税が課される場合には、報酬額から助手が負担する。

備考2 任期とは前半任期及び後半任期を合わせたものとする。

3 A日程又はB日程の第2次以降で来日した者

(1) 初年度の任期が6月以上の場合

任期の回数	報酬額	任期
1回目	税控除前の額が月額 33 万 5 千円	6 月以上
2回目	税控除前の額が年額 414 万円 (月額 34 万 5 千円)	1 年間
3回目	税控除前の額が年額 426 万円 (月額 35 万 5 千円)	1 年間
4回目	税控除前の額が年額 432 万円 (月額 36 万円)	1 年間
5回目	税控除前の額が年額 432 万円 (月額 36 万円)	1 年間

備考1 所得税及び住民税が課される場合には、報酬額から助手が負担する。

備考2 任期とは前半任期及び後半任期を合わせたものとする。

(2) 初年度の任期が6月未満の場合

任期の回数	報酬額	任期
1回目	税控除前の額が月額 33 万 5 千円	6 月未満
2回目	税控除前の額が年額 402 万円 (月額 33 万 5 千円)	1 年間
3回目	税控除前の額が年額 414 万円 (月額 34 万 5 千円)	1 年間

4回目	税控除前の額が年額 426 万円（月額 35 万 5 千円）	1 年間
5回目	税控除前の額が年額 432 万円（月額 36 万円）	1 年間

備考 1 所得税及び住民税が課される場合には、報酬額から助手が負担する。

別表第 2

英語指導助手の任期	1 箇月	2 箇月	3 箇月	4 箇月	5 箇月	6 箇月	7 箇月	8 箇月	9 箇月	10 箇月	11 箇月	12 箇月
期間中にとることのできる日数	2 日	3 日	5 日	7 日	8 日	10 日	12 日	13 日	15 日	17 日	18 日	20 日

備考 1 任期の月数に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として算定した月数とする。

備考 2 3 時間 30 分をもって半日とする。

別表第 3

親族の死亡による休暇における親族の範囲及び休暇の日数

親 族	日 数
配偶者	7 日
父 母	7 日
子（職員の給与等に関する条例第 37 条の 2 第 1 項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この表において同じ。）	5 日
祖父母	3 日（助手が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（助手が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（助手と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（助手と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（助手と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

別表第4

対象	付与日数	有給日数
当該子を1人養育	7日（当該子が3歳に満たない子である助手にあつては、8日）	5日（ただし次に掲げる場合にあつては、5にそれぞれ該当する数を加えた日数） (1) 当該子を2人以上養育する場合 当該子の数から1を減じて得た数 (2) 3歳に満たない子がいる場合 1 (3) 配偶者のない助手等の場合 1
当該子を2人養育	10日（当該子のうちに3歳に満たない子がいる助手にあつては、11日）	
当該子を3人以上養育	10日に当該子の数から2を減じて得た数を加えて得た日数（当該子のうちに3歳に満たない子がいる助手にあつては、当該日数に1を加えた日数）	

注 配偶者のない、配偶者が当該子と同居しない状態にある又は配偶者が負傷、疾病、身体上若しくは精神上の障害により、当該子を養育することが困難な状態にある助手にあつては、上記に掲げる日数に1を加えた日数を付与する。

別表第5

対象となる行為
1 要介護者の介護 2 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話

別表第6

日数又は時間数	取得単位
5日（2人以上の要介護者の世話をを行う助手にあつては10日）	1日又は1時間

備考1 上記休暇は、最初の任用の日から6月以上継続勤務をしている者が請求できる。

備考2 残日数のすべてを取得する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを取得することができる。

別表第7（第16条関係） 部分休業

取得可能期間	取得単位
1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間	30分

注 第15条第1項第9号の項に定める育児時間を取得している場合は、2時間から育児時間を減じた時間を超えない範囲で取得することができる。